

## 固定発生源 NO<sub>x</sub>, SO<sub>x</sub>, PM 排出係数データベース (EF-JASS, ver.2) 利用約款

『固定発生源 NO<sub>x</sub>, SO<sub>x</sub>, PM 排出係数データベース(EF-JASS, ver.2)』(以下, EF-JASS と記す)をダウンロードする前には、必ず本約款をお読み下さい。

独立行政法人国立環境研究所地球環境研究センター(以下「センター」という。)の提供する EF-JASS の利用は、下記の条項によるものとする。

### 第1条 著作権について

EF-JASS の著作権は、南斉規介と森口祐一(以上2人を本約款では開発者と呼ぶ)並びにセンターに帰属するものとする。

### 第2条 転載・引用する場合の注意事項

利用者は、EF-JASS もしくは加工、編集したものを利用し、得られた成果を資料、論文等で公表する場合、下記の報告書名(日本語または英語表記)を引用するものとする。

(日本語表記)

南斉規介, 森口祐一(2012), 固定発生源 NO<sub>x</sub>, SO<sub>x</sub>, PM 排出係数データベース(EF-JASS, ver.2), 地球環境研究センター, 独立行政法人国立環境研究所, 茨城.

(英語表記)

Keisuke Nansai and Yuichi Moriguchi (2012), *NO<sub>x</sub>, SO<sub>x</sub> and PM emissions factors of Japanese stationary sources (EF-JASS, ver.2)*, Center for Global Environmental Research, National Institute for Environmental Studies, Ibarakai, Japan.

### 第3条 利用の制限

1 利用者は、EF-JASS を調査研究及び教育目的にのみ利用できるものとし、営利及びその他の目的に利用してはならない。

2 利用者は、EF-JASS の利用において、本約款に定める事項並びに著作権法を遵守しなければならない。

3 利用者は、EF-JASS を利用して提供を受けた一切の情報につき、複製(ファイル形式を変換しての複製を含む)、頒布、譲渡、貸与、販売、第三者への伝達その他いかなる方法によっても利用者の私的使用以外に使用してはならない。

### 第4条 免責事項

1 EF-JASS の利用に関して利用者又は第三者に生じた損害については、事由の如何を問わず、利用者がその全ての責任を負うものとする。

2 EF-JASS をダウンロードする際に、通信回線のトラブル等、利用者に何らかの障害が生じても、開発者及びセンターは一切の責任を負わないものとする。

#### 第5条 その他

- 1 本約款は、利用者に予告なく変更されることがある。
- 2 本約款に関しては、日本法が適用されるものとする。
- 3 本約款に関する管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。